

令和2年度における中小企業者に関する契約の方針

令和2年12月23日
国立大学法人信州大学

官公需についての中小企業者の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第5条の規定に基づき、令和2年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和2年10月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和2年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和2年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約124億円、比率が75.0%になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約金額のうち、創業10年未満の中小企業者（以下「新規中小企業者」という。）の契約比率については、少なくとも前年度までの契約実績を上回るように努めるものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るために、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関する情報及びそれらに係る落札に関する情報について、ホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとし、発注計画の策定が可能なものは、これを積極的に定め、ホームページへの掲載に努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

2 官公需に関する相談体制の整備

財務部経理調達課に設置されている「官公需相談窓口」は、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

3 総合評価落札方式の適切な活用

物件等の発注に当たっては、内容に応じて総合評価落札方式の適切な活用に努め、評価の際に価格以外の要素を適切に評価するとともに、その前提として品質・機能の水準等を明確にする仕様書の作成に努めるものとする。

また、同方式の活用に当たっては、審査項目の設定方法等についての検討を行うものとする。

4 分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、分離・分割発注に際し、中小企業庁が取りまとめる効率的な分離・分割発注に係る事例

を参考として活用するものとする。

5 一括調達、共同調達における事例の活用

一括調達、共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等について中小企業庁がまとめている事例を参考として活用するものとする。

6 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達、共同調達による競争参加資格の設定に際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、一等級又は二等級下位の等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

7 小企業者（概ね従業員5人以下の事業者をいう。以下同じ）を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

小企業者を含む小規模事業者が顧客との信頼関係に基づき国内外の需要の開拓等を行い、地域経済や雇用の重要な担い手となっていることを踏まえ、一般競争契約において、適切な地域要件の設定に努めるとともに、総合評価落札方式における地域への精通度等の評価を行う際、契約内容の履行の確保を行う観点から迅速な対応の可否等を評価項目に加えることが必要である場合には、これを十分考慮するものとし、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

8 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大

「令和2年度中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の交付の方針」（令和2年10月2日閣議決定）に基づき、中小企業技術革新制度（SBIR）による特定補助金等の交付を受けた中小企業・小規模事業者が入札に参加する場合には、下位等級であっても入札参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

9 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

少額の契約であって随意契約による場合には、長野県内の中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

10 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

役務及び工事等の発注に当たっては、需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要の状況等を考慮するよう努めるものとする。

また、入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札を行うようダンピングの防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況等の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

11 中小石油販売業者に対する配慮

災害時に迅速かつ円滑な燃料供給を必要とする車両を有する施設や、災害時の拠点となる病院や避難所を有する施設を有する場合は、災害時の燃料供給等に関する協定を締結する意義や必要性について検討し、地域の石油組合等から要請があった場合には十分に協議を行うものとする。

災害時の燃料供給協定を締結し、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合を対象として、平時においても、当該協定を締結する石油組合及び当該協定に参加する中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

また、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に

反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

災害時の燃料調達協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、官公需適格組合をはじめとする石油組合との随意契約を行うことができる。

12 適正な納期・工期・納入条件等の設定

物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。併せて、発注時期の平準化等の状況をモニターするなど、受注する中小企業・小規模事業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努めるとともに、契約書の作成の際には、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる（以下「下請負等」という。）場合に発注者に承認をとること及び業務の一括請負等の禁止を明記する。

13 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるものとする。

14 令和元年東日本台風の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。

15 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切な予定価格を作成するものとする。また、契約の途中で需給の状況、原材料費及び輸送費等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

16 知的財産権の取り扱いへの留意

物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするとともに、財産的価値について十分に留意した契約内容とするよう努めるものとする。

その際、契約にあたって、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。

15 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

特に人件費率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払い（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めることとする。

中小企業・小規模事業者との官公需契約における支払いまでの資金繰りに配慮し、国等に対する債権の譲渡が必要と認められる場合は適切に対応するものとする。特に、発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないことと改正された民法（明治29年法律第89号）第466条第2項の趣旨を踏まえ、国等は中小企業・小規模事業者による資金調達の円滑化を図るため、国等の承諾を得なかつたとしても債権の譲渡は有効であることについて、ホームページへの掲載等により中小企業・小規模事業者に情報提供するなど、

資金繰りへの配慮に努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

(1) 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を求める、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

(2) 競争参加資格の設定に関する弾力的な運用

競争参加者の資格の設定に際し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

(3) 地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に基づき都道府県知事が認定した商品（「いわゆるトライアル発注制度」という。）等の受注機会の増大

いわゆるトライアル発注制度に係る商品等のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、少額の随意契約による場合は、見積先に含める等の受注機会の増大に努めるものとする。

(4) 新規中小企業者からの相談体制

財務部経理調達課に設置されている「官公需相談窓口」は、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応するものとする。

(5) 新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービスなどを登録するサイト（以下「ここから調達サイト」という。）の活用による調達の推進

少額の契約であって随意契約による場合には、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「ここから調達サイト」などを活用し、新規中小企業者から見積書を取得するよう努めるとともに、見積先が固定化しないよう、小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

2 組合の受注の機会を増大するために講ずる措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大に努めるものとする。

第4 上記第1から第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、調達を担当する全ての部局（以下「調達担当部局」という。）に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、財務部経理調達課は、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示するものとする。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握や、大企業の支配下にあるいわゆる「みなし大企業」の確認など、制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備を図るものとする。